

# 「移民法に基づくビザ料金改定」

2005年3月4日

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五二二年移民法に基づく省令二七号(仏暦二五四六年) = ビザ料金改定

(前文省略)

第一項

仏暦二五二二年移民法に基づく省令二六号(仏暦二五四三年)によって改定増補された仏暦二五二二年移民法に基づく省令(仏暦二五二三年)の第一項を廃止し、以下に置き換える。

「第一項

手数料レートを以下のように定める。

(一) 第一二条(一)に基づく査証

(a) トランジット 一回につき800バーツ

(b) 観光 一回につき1000バーツ

(c) ノン・イミグラント

\* シングル 2000バーツ

\* 一年間マルチプル 5000バーツ

\* 事業を営むために入国するアジア太平洋協力会議加盟国の旅券もしくは旅券に代わる書類を所持する者に対する三年間マルチプル 5000バーツ

(d) 第四条に基づく入国居住 一回につき1900バーツ

(e) 外国人定数外の一年居住入国者

\* シングル 1900バーツ

\* 一年間マルチプル 3800バーツ

(二) 第二二条に基づく不服申立 一人につき1900バーツ

(三) 第三五条に基づく一時的滞在継続のための許可申請 一人・一回につき1900バーツ

(四) 第三六条に基づく不服申立 一人につき1900バーツ

(五) 第三九条に基づく再入国のための許可申請

\* 一人・シングル 1000バーツ

\* 一人・残り期間にわたってマルチプル 3800バーツ

(六) 第四五条に基づく居住許可申請 一人2600バーツ

(七) 第四七条もしくは第五条に基づく居住証明書(バイ・サムカン・ティンティーユ)

(a) 第四七条に基づく居住証明書 一部19万1400バーツ

居住外国人もしくはタイ国籍者の配偶者または未成年の子女の場合は一部9万5700バーツ

(b) 第五条に基づく居住証明書 一部9万5700バーツ

(八) 第五〇条(一)に基づく再入国のための出国通知証拠 一人1900バーツ

(九) 第五〇条(二)に基づく居住証明書 一部1万9000バーツ

(一〇) 第五二条に基づき発行される書類 一部1900バーツ

(一一) 第五七条に基づく係官への国籍証明のための申立 一人800バーツ

第二項

本省令は官報告示日から六〇日経過した時に施行する。

[注 / 官報告示日は二〇〇三年六月二七日]

三〇日以内の観光目的滞在で査証免除される国のリスト

- 1、オーストリア
- 2、オーストラリア
- 3、ベルギー
- 4、ブラジル
- 5、バーレーン
- 6、ブルネイ
- 7、カナダ
- 8、デンマーク
- 9、フィンランド
- 10、フランス
- 11、ドイツ
- 12、ギリシャ
- 13、香港
- 14、インドネシア
- 15、アイルランド
- 16、イスラエル
- 17、イタリア
- 18、日本
- 19、韓国
- 20、クウェート
- 21、ルクセンブルグ
- 22、マレーシア
- 23、オランダ
- 24、ニュージーランド
- 25、ノルウェイ
- 26、ペルー
- 27、フィリピン
- 28、ポルトガル
- 29、シンガポール

- 30、スペイン
- 31、南アフリカ
- 32、スウェーデン
- 33、スイス
- 34、トルコ
- 35、アラブ首長国連邦
- 36、イギリス
- 37、米国
- 38、ベトナム
- 39、カタール

(おわり)